

防衛医科大学校達第9号

防衛医科大学校規則（昭和49年防衛庁訓令第28号）第27条の規定に基づき、防衛医科大学校における医学研究科委員会に関する達を次のように定める。

昭和62年7月1日

防衛医科大学校長 菊池 順一郎

防衛医科大学校における医学研究科委員会に関する達

改正 平成元年 5月29日達第 4号
平成 7年 3月31日達第 1号
平成19年 3月28日達第 4号
令和 3年 3月31日達第 2号
令和 5年 6月30日達第 3号

（目的）

第1条 防衛医科大学校における医学研究科に関する専門的事項を審議するため、医学研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1）防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）
- （2）副校長（教育、診療及び学生・防衛医学研究担当）
- （3）医学教育部長
- （4）医学研究科を担当する教授

第3条 学校長は、必要があると認めるときは、委員会に前条に規定する者以外の職員を加えることができる。

（審議事項）

第4条 委員会は、学校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1）専攻分野等の設置・改廃に関する事項
- （2）医学研究課程の編成及び研究指導に関する事項
- （3）試験及び単位の認定に関する事項
- （4）研究論文の審査及び最終試験に関する事項
- （5）医学研究科学生の入学、退学、休学及び復学に関する事項
- （6）その他医学研究科の教育研究に関する専門的事項

（会議の招集及び議長）

第5条 学校長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

（分科会）

第6条 学校長は、必要があると認めるときは、その都度、分科会を置き、所要の事項を審議させることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、医学教育研修センター事務部において行う。

附 則

この達は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則

この達は、平成元年5月29日から施行する。

附 則

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。